

合志市



(合志市合志庁舎)



(合志市西合志庁舎)

一 概 況

合志市は、熊本市の北東に位置し、合志町及び西合志町の合併によって平成八年二月二七日に誕生した、人口五五、〇〇二（平成二二年国勢調査）、面積約五三平方キロメートルの市である。北は菊池市、東南は菊池郡大津町と菊陽町、南西は熊本市にそれぞれ接している。市の大半は緩やかに起伏する阿蘇火山の火砕流及びローム台地となっており、この起伏の間に小平野が開け、市南部には丘陵状の高地となっている群山（一四五・四メートル）や飯高山（二二五メートル）と西部には弁天山（一四五・七メートル）がある。また、市内には合志川の支流である塩浸川、上生川があるほか、南部の堀川が西流する。近年、熊本市に隣接する南西部地区では、大型団地が開発され人口の増加が著しい。

産業としては、市東部の合志台地と呼ばれる広大な畑作地帯、西部地域も平野部では主に畑地が広がっている。これらの農地を中心に、すいか、畜産、葉たばこ、米などのほか、多様な農業経営が展開されている。また、国道沿線を中心に商工業が発展し、工業団地には東京エレクトロンなどのＩＣ関連企業を中心に種々の企業が立地、独立行政法人九州沖縄農業研究センター、県の農業研究センターや県立農業大学校などの試験研究機関も立地している。

交通面では、国道三八七号が南北に縦断し、南部を九州縦貫自動車道が北西から南東に通っている。また、熊本市から御代志駅まで南北に熊本電鉄の電車が運行し、主要道には路線バスが運行している。熊本空港にも比較的近く、交通の便には恵まれている。

名所・史跡としては、憩いの場として公園化された中世城跡の竹迫城跡公園、農業理解の場としてつくられた県農業公園カントリーパーク、国指定史跡「二子山打製石器製作遺跡」、黒松古墳群、生坪塚山古墳、竹迫氏の祖中原師員が創建したと伝える竹迫日吉神社、須屋城跡、虚空蔵さんなどがある。

二 市名の由来

合志市の名は、古代より明治二九年まで続いた「合志郡」に由来する。日本書紀に「皮石郡」と見えるのがその初見で、平安時代の辞書には、「合志」の読みと

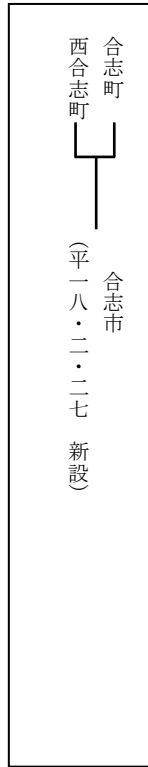
して「加波志(かはし)」と万葉仮名で記されている。和銅六年(七一三)に出された、郷郡の名の中には好字を当てるようにとの官命以後、「合志」の名が定着したものと考えられている。合志郡には、合志市及び現在の菊池市南部(旧泗水町、旧旭志町、旧七城町)や菊池郡(大津町、菊陽町)の大部分と、熊本市の一部(ただし明治一三年に合志郡から詫磨郡に編入)が含まれていたが、明治二九年、菊池郡に編入されその名を閉じた。

明治二二年に町村制が施行され合志村と西合志村が発足した際、合志村は合志郡の中央に位置し合志一族の城跡があることから、また西合志村は合志郡の西部に位置していたことから、それぞれ村名とした。

平成の合併協議の際には、新市名は公募の上合併協議会に諮られ、候補には合志の他に「菊南」「北熊本」「東熊本」などが挙がったが、縁深い「合志」を推す声が多くこれに決定した。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係町の状況



(一) 菊池郡合志町

明治二二年、竹迫町外五か村の合併により合志村が誕生し、その後昭和の合併にあつては、県の合併試案では西合志町との合併が計画されていたが、最終的には単独町のまま残り、未合併のまま昭和四一年四月一日に町制を施行した。面積は約二九平方キロメートルである。

(二) 菊池郡西合志町

明治二二年、五か村の合併により西合志村が誕生し、以後、昭和四一年四月に町制を施行しており、隣接合志町と同様の経緯を辿っている。面積は約二四平方キロメートルである。

2 検討の経緯

県が平成二二年三月に示した合併パターンでは、合志・西合志二町に大津町、菊陽町を含めた四町の枠組みであったが、まずは菊陽町、合志町、西合志町による三町での合併勉強会、任意協議会での検討が進んだ。その後、菊陽町が大津町も含めた四町合併を提案し、平成一五年には四町での法定協議会が設置されるに至った。しかし、平成一六年一〇月に大津町と外三町が袂を分かつ形で合併協議会は休止することとなり、更に菊陽町が合志町、西合志町との三町合併枠組みを否としたため、合志・西合志の二町で合併特例法期限を睨んだ合併協議を進め、合志市が誕生するに至った。(第二編「菊池地域」参照)

3 合併協議会における協定事項等

(※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載)

(一) 合併の方式

合併の方式は、合志町及び西合志町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とする。

(二) 合併の期日

合併の期日は、平成一八年二月二七日とする。

(三) 新市の名称

新市の名称は、「合志市」(こうし)とする。

(四) 新市の事務所

1 新市における庁舎のあり方については、二町の現庁舎を有効活用するため分庁方式を採用する。

2 新市において、分庁方式による行政執行体制について住民の利便性、事務執行上の利便性、効率性などの観点から検証を行う。

3 新市の事務所の位置は、当面、合志町大字竹迫二一四〇番地(現合志町役場)とする。

(五) 財産及び債務の取扱い

両町の所有する財産及び債務は、合併時における財産及び債務をすべて新市に引き継ぐものとする。

ただし、財政調整基金及び減債基金については、新市財政の健全運営のために、平成一六年度における標準財政規模相当額の二〇％以上を総額で持ち寄るものとする。

また、国民健康保険財政調整基金については、新市国民健康保険特別会計の健全運営のために、平成一六年度における保険給付総額の一五％以上を総額で持ち寄るものとする。

(六) 議会議員の定数及び任期の取扱い

1 議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用し、平成一九年四月三〇日まで引き続き、新市の議会議員として在任する。

2 新市における一般選挙の定数は二四人とし、選挙区は設けないこととする。

(七) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

1 新市に一つの農業委員会を置き、合併前に選挙による農業委員会委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、平成一九年二月二六日までの一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

2 在任特例適用後に行われる一般選挙の定数は二人とする。なお、旧町を区域とする二つの選挙区（旧町の定数・合志町二人、西合志町九人）を設ける。

3 選任による農業委員会委員の定数及び任期については、法令の定めるところによる。

(八) 地方税の取扱い

1 個人市民税については、次のとおりとする。

(1) 納税義務者、所得割の税率、特別徴収の納期については、現行のとおりとする。

(2) 均等割の税率は、地方税法第三一〇条に規定する率とする。

(3) 普通徴収の徴収方式は単税とし、納期は六月から翌年一月までの八期とする。

2 法人市民税については、現行のとおりとする。

3 固定資産税については、次のとおりとする。

(1) 納税義務者、税率、免税点、賦課期日については、現行のとおりとする。

(2) 徴収方式は単税とし、納期は六月から翌年一月までの八期とする。

(3) 減免対象者等は、合志町の例による。

(4) 誘致企業に対する不均一課税については、現行のとおりとする。

4 国有資産等所在市町村交付金と日本郵政公社有資産所在市町村納付金、特別土地保有税、軽自動車税、入湯税、たばこ税については現行のとおりとする。

5 国民健康保険税の税率等については、保健衛生専門部会で調整する。納期については、合志町の例により八期とする。

6 都市計画税は、新市においても課税しない。

※なお、法令の改定等が行われた場合は、改定内容を優先する。

(九) 一般職の職員の身分の取扱いについて

1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

2 職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に統一する。

3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。

4 再任用制度については、西合志町の例による。

5 職員表彰については、新市において新たに規則を制定する。

(一〇) 地域審議会等の取扱い

両町がこれまで推進してきた地域づくり体制や住民参加の行政推進施策を生かし、充実させていくことにより、住民と行政による協働のまちづくりを推進していくものとし、市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく地域審議会等は設置しない。

なお、合併後の実情により、地域住民の意見意向等を行政へ反映するための諮問機関等の設置が必要な場合は、新市において検討する。

(一一) 新市建設計画(略)

4 合併時の三役及び正副議長

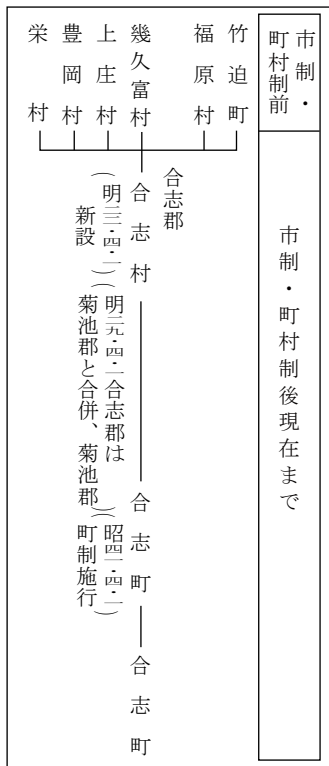
町名	長	助役	収入役	議長	副議長
合志町	秋吉不二雄	松永幸一	上野正勝	村上浩一	光木寿一郎
西合志町	大住清昭	内平卓	松永丹	吉廣満男	後藤實雄

5 合併時の関係町の現況表

区 分	人 口 (人)	戸 数 (戸)	面 積 (km ²)	業 態 生 産 業 の 割 合			計	中 学 校 以 上 の 学 校	市 町 村 税 納 税 額 (百万円)	前 年 度 予 算 総 額 (百万円)	生 産 額			
				第一 次 産 業 (人)	第二 次 産 業 (人)	第三 次 産 業 (人)					計	第一 次 産 業 (百万円)	第二 次 産 業 (百万円)	第三 次 産 業 (百万円)
合志町	五二、四八七	一七、二〇五	五三・二七	一、五六一	六、二四九	一五、一九三	三	四、四六八	一五、一九二	六、四一四	七四、七二八	七八、七九五	一五九、九三七	
合併関係町	二二、三五五	七、三三八	二八・八九	七、七	二、九八八	六、五七八	一	二、二二六	七、六八一	四、三三三	一三、五五三	三六、三七五	五四、二四一	
西合志町	二九、一三二	九、八七七	二四・二八	七、四四	三、二六一	八、六二五	二	二、三四一	七、五二一	二、一〇一	六一、一七五	四二、四二〇	一〇五、六九六	

四 昭和以前の合併検討経緯

- 1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革
- 【旧菊池郡合志町における合併の歴史】



旧藩時代は、竹迫手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとにおいては第五大区第五小区に編入された。

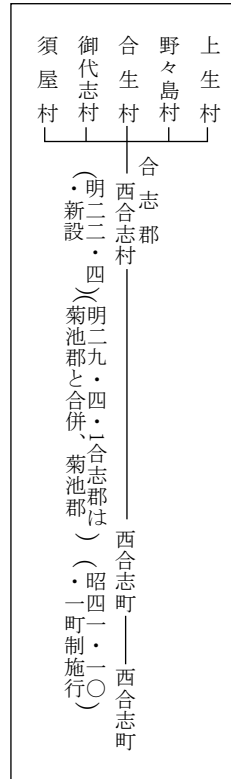
一二年に郡区町村編制法が実施されると、竹迫町、福原村、幾久富村、上庄村および豊岡村は一行政区（竹迫町列）となり、一方栄村は、現在西合志町に属する合生村、御代志村とともに一行政区（栄村列）をなし、一七年の改正でもかわらなかつた。二二年町村制が施行されると、栄村が竹迫町列五か町村と共に合併して合志村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

町村合併促進法制定後示された県の合併試案では、西合志村と合併するようになっていた。しかし昭和三年（一九五六）九月決定された県の合併計画では単独村として残すことになり、未合併のまま昭和四年四月一日町制を施行して合志町となった。

【旧菊池郡西合志町における合併の歴史】

1 市制・町村制施行前からの合併経緯と関係町村の沿革



旧藩時代は、竹迫手永に属していたが、明治七年（一八七四）の改正大小区制のもとにおいては、上生村・野々島村は第五大区第八小区に、合生村、御代志村は第五大区第五小区に、須屋村は第二大区第三小区に、それぞれ編入された。明治十二年（一八七九）、郡区町村編制法施行により、野々島・上生・須屋の三か村は一行政区（野々島村列）に、合生・御代志の二か村は隣接する栄村とともに一行政区（栄村列）となった。二十二年、町村制の施行によって、合志村と合併した栄村を除く前記五か村が合併して西合志村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

合志村との合併が県の試案として示されたが、当時村民の間には合併の意思がなく、人口も一万人をこえ合併標準規模に達していたので、合併を行わなかった。その後、昭和三十一年九月改定された県の合併計画案で単独村とされ、昭和四十一年一〇月一日、町制を施行し西合志町となった。